

京都大学複合原子力科学研究所設置変更承認申請（研究用原子炉の変更）
の内容及び補正申請に係る対応

1. 申請日

令和3年12月14日

2. 変更申請内容

標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の改正に適合するように記載を変更する。具体的には標準応答スペクトルに基づく基準地震動を基準地震動 Ss-10 として追加し、Ss-10 による地盤の安定性や原子炉建屋への入力地震動の評価結果を記載（本文及び添付書類六）。併せて、記載事項の一部（本文、添付書類三、五、八、九、十一）について記載の適正化を行ったものである。

3. 添付書類六に関する審査状況と補正方針

基準地震動 Ss-10 やそれによる地盤の安定性及び原子炉建屋入力地震動、併せて添付書類六に関連する最新の知見に係る内容は令和4年7月22日の第452回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合において概ね妥当と判断され、今後補正申請を行うこととなった。補正申請では、標準応答スペクトルに基づく模擬地震動の策定過程における地震規模評価において、当初申請時の M6.9 から M7.0 への変更が指示され、基準地震動 Ss-10 の再評価、地盤の安定性や原子炉建屋への入力地震動の再評価を行ったため、それらの結果等を反映する。補正申請対象は添付書類六と関連する本文である。

4. 地震関連以外の変更内容について

添付資料1に今回の変更申請内容を（当初申請）を示す。具体的には、本文、添付書類三、添付書類五、添付書類八、添付書類九、添付書類十一である。

5. 補正申請方針について

(1) 今後の補正申請内容（3. に示した標準応答スペクトルに係る部分以外）

- 1) 添付書類五の技術者の人数等の適正化
- 2) 添付書類十一の全面的な記載の修正（添付資料2に示すとおり）
- 3) 中央管理室の機能移転等に係る設工認の審査中に指示のあった、研究用原子炉（KUR）と臨界実験装置（KUCA）の共用設備に係る記載の適正化（添付資料3に示すとおり）